

令和 8 年 8 月 3 日
建築局 建築企画課

第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域における
日用品の販売を主たる目的とする店舗に係る
建築基準法第 48 条の規定に基づく許可基準の一部改正について

1 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域における日用品の販売を主たる目的とする店舗に係る建築基準法第 48 条の規定に基づく許可基準の一部改正を行いました。

2 改正概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、同令を引用する規定の整備を行いました。

3 意見公募手続

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理等であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 8 号イの規定により、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和 8 年 8 月 3 日